

重 要 事 項 説 明 書

訪問看護の提供開始に当たり、厚生省令第 37 号（厚生労働省令第 79 号改正）第 8 条に基づいて、当事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業所概要

事業者名	地方独立行政法人 宮城県立病院機構
事業所代表者名	理事長 山田 秀和
事業所名	宮城県立精神医療センター 訪問看護ステーションゆとり
管理者名	佐藤 理香
所在地	宮城県名取市手倉田字山無番地
電話番号	0 2 2 （ 3 8 4 ） 9 1 0 7

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的

主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することにより、在宅及び地域における生活の質を確保し、その心身の機能の維持回復を図ることを目的とします。

運営の方針

- (1) 宮城県立精神医療センター 訪問看護ステーション ゆとり（以下、「当事業所」という。）は、訪問看護を提供することにより、在宅及び地域における生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めます。
- (2) 当事業所は事業の運営にあたって、必要な時に必要な訪問看護の提供ができるよう努めます。
- (3) 当事業所は事業の運営にあたって、関係市区町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療並びに福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めます。

3. 事業所の職員体制

看護師	1 1 名
准看護師	名
作業療法士	1 名
事務員	1 名
合計	1 3 名

4. 営業日及び営業時間

営業日・営業時間	月曜日～金曜日（土・日・祝日、12月29日～1月3日を除く） 午前9時～午後4時30分
----------	--

5. 事業実施区域

名取市、岩沼市、仙台市、白石市、多賀城市、角田市、柴田郡、刈田郡、亶理郡、伊具郡を対象とします。

6. 利用料

基本利用料として健康保険法または老人保健法及び介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとします。

利用者は、精神医療センター訪問看護ステーションゆとりの料金表（別紙）に表記された利用料及びサービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払います。

7. 緊急時等の対応の方法

サービス提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとともに利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

8. 事故発生時の対応

当事業所の利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、再発生を防ぐための対策を講じます。

当事業所は、サービスの提供に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

9. 感染症蔓延及び災害等発生時の対応

- (1) 感染症蔓延及び災害等発生時は、その規模や被害状況等により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。
- (2) 指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性があります。
感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて、必要な訪問を行います。

10. 秘密の保持

当事業所の職員は、当該事業を行う上で知りえたご利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

11. 虐待防止の推進

当事業所は、利用者様等の人権の擁護・虐待等ハラスメントの防止等のために、虐待防止に関する責任者の設置、苦情解決対策等の必要な体制整備を行うとともに、研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。

1 2. サービス利用に当たっての留意事項

- (1) 利用者とともにサービス提供者の人権を守る観点から、支援継続が困難となるような迷惑行為があった場合は、サービスを中止することがあります。
- (2) 職員がお茶、お菓子、お礼や品物等を受け取ることは、事業所として禁止しています。
- (3) 大切なペットの安全を守るためにも、ケージに入れる等のご協力をお願いします。職員がペットに噛まれた場合、治療費のご相談をさせていただく場合があります。

1 3. サービス内容に関する苦情

指定訪問看護に関する相談、要望、苦情等は下記までお申し出ください。

相談窓口	連絡先
訪問看護ステーションゆとり 管理者 佐藤理香	TEL : 0 2 2 - 3 8 4 - 9 1 0 7
各市町村 介護保険担当係	
宮城県国民健康保険団体連合会 苦情担当	TEL : 0 2 2 - 2 2 2 - 7 7 0 0

指定訪問看護の開始に当たり、ご利用者に対し重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明いたしました。

令和 年 月 日

事業所：地方独立行政法人 宮城県立病院機構

宮城県立精神医療センター 訪問看護ステーション ゆとり

説明者：_____

私は、本書面により、本事業者から訪問看護の利用について、重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 氏名：_____

住所：_____

代理人（続柄 ） 氏名：_____

住所：_____